

福岡市歩行者利便増進道路制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市歩行者利便増進道路制度における歩行者利便増進道路(以下「利便増進道路」という。)及び利便増進誘導区域(以下「誘導区域」という。)の指定並びに誘導区域内の道路占用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利便増進道路の指定)

第2条 道路管理者は、その管理する道路のうち、地域のシンボルロードや駅前通り、観光地へのアクセスルートなど、沿道店舗での買い物・飲食、歩行中の休憩、地域行事への参加・観覧などのために歩行者が快適に滞在・回遊できる空間の整備を図る道路について、以下の要件をいずれも満たす場合に、区間を定めて利便増進道路として指定する。

- (1) 道路区域内に歩行者の滞留のための空間を確保し、その空間内において歩行者の利便の増進に資する施設等の計画的な整備又は誘導を行うことで、歩行者の利便の増進が図られ、快適な生活環境の確保及び地域活性化に資すると判断できること。
- (2) 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等を勘案して、歩行者の利便の増進に資する適切な区間であると判断できること。
- (3) 歩道等について歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること。
- (4) 沿道住民や関係地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られ、占用主体から、提案・要望があること。

(誘導区域の指定)

第3条 道路管理者は、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、歩行者利便増進施設(以下「利便増進施設」という。)等の適正かつ計画的な設置を誘導することを目的として、以下の要件を満たす場所を誘導区域として指定する。

なお、地域の実情等に応じて、既に実施されている交通規制により歩行者の円滑な通行が確保される道路や上空通路、地下通路、道路予定区域などの道路空間についても誘導区域として指定できるものとする。

(1) 歩行者の通行のための幅員の確保

ア 歩道に誘導区域を指定する場合

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例(平成25年条例第8号。以下「道路構造条例」という。)第13条第3項に規定する幅員(歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上)を確保できること。

イ 自転車歩行者道に誘導区域を指定する場合

道路構造条例第12条第2項に規定する幅員(歩行者の交通量が多い道路にあっては、4m以上、その他の道路にあっては3m以上)を確保できること。

ウ 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に誘導区域を指定する場合

道路構造条例第45条第1項及び第46条第1項に規定する幅員(自転車歩行者専

用道路については4 m、歩行者専用道路については2 m)を確保できること。

(2) 占用許可に係る基準への適合

誘導区域の指定に際しては、原則として、次に掲げる基準に適合する場所を指定するものとする。

ア 占用が見込まれる利便増進施設等が地面に接する場合には、その部分が車道以外の道路の部分であること。

車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

なお、地面に接する部分が歩道であるとき、その場所は歩道内の車道に近接する部分に限られないことに留意すること。

イ 交差点等の地上でないこと。

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上は誘導区域として指定しない。

ウ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等が誘導区域に含まれる場合には、これらの通路等の設置目的を害さない場所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた場所であること。

エ 近傍に視覚障がい者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保できること。

(誘導区域における利用区分)

第4条 道路管理者は、誘導区域の指定にあたって、その利用目的を明確にし、「常時」と「イベント時」に区分して指定する。各区分における定義については次のとおりとする。

(1) 常時における誘導区域と活用

ア 沿道店舗等と連携してオープンカフェセット等の休息スペースや快適な生活環境の確保及び地域活性化に資すると認められる占用物のみを認める区域である。

イ 占用時間は、原則、沿道店舗等の営業時間内とする。

ウ 常時設置する占用物については、安全かつ円滑な交通の確保のため、原則、利用していない時間帯は道路上から撤去することとする。ただし、道路管理者及び交通管理者が認める場合はこの限りではない。

(2) イベント時における誘導区域と活用

ア 一時的な路上イベントにより地域の活性化、都市の賑わい創出等に資すると認められる占用物を認める区域であり、実施に際して収益が発生するものや、常時では認められない営業・販売行為、調理等も一時的に認めるものとする。

イ 期間は、年間180日以内とし、1イベントにつき、30日以内とする。

ウ イベント時に設置する占用物については、安全かつ円滑な交通の確保のため、原則、利用していない時間帯は道路上から撤去することとする。ただし、道路管理者及び交通管理者が認める場合はこの限りではない。

(利便増進施設等の種類)

第5条 利便増進施設等の種類については、道路法施行令(昭和27年政令第479号。)第16条の2に掲げるもののうち、以下の物件とする。なお、「常時」と「イベント時」に設置

可能な占用物の例は、別表 1 を参照すること。

- (1) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの。
- (2) ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの。
- (3) 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの。
- (4) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの。
- (5) 次に掲げる、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの。
 - ア 広告塔その他これに類する工作物
 - イ 露店、商品置場その他これらに類する施設（以下「露店等」という。）
 - ウ 看板、旗ざお、幕及びアーチ

（利便増進施設等の要件）

第 6 条 道路管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

- (1) 誘導区域内に設けられるものであること。
- (2) 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて、利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられること。
- (3) 道路法施行令（第 9 条から第 16 条）で定める基準に適合すること。

なお、利便増進道路の誘導区域外における道路の占用及び誘導区域内の利便増進施設等以外のための道路の占用については、一般的な道路の占用として取り扱われ、これが妨げられるものではないことに留意すること。

（占用の場所）

第 7 条 道路管理者は、利便増進施設等の占用の場所について、誘導区域内であることを確認した上で、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

利便増進施設等（看板、ひさし等）を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保すること。
- (2) 占用施設である道路の上空通路、地下通路等に食事施設等及び露店等を設置する場合は、建築基準法、消防法等の規制に抵触しないこと。

（利便増進施設等の構造）

第 8 条 道路管理者は、利便増進施設等の構造について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

利便増進施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、利便増進施設等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであること。景観形成広告塔等については、音声を用いたものではないこと。

- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
利便増進施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。
やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。
- (3) 維持、更新等の作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- (4) 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等並びにイベント施設等のうち広告塔、看板、旗ざお、幕及びアーチ（以下「イベント用広告塔等」という。）については、歩行者が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (5) 景観形成広告塔等及びイベント用広告塔等については、表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。
車道寄りの場所に設置する場合、表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。
- (6) 食事施設等及びイベント施設等については、倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
ア 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用する
ためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を
搬入等する場合を除く）。
イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

（占用主体）

- 第9条 占用主体は、沿道住民等の関係機関との協議等により理解が得られる団体とする。
また、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び利便増進施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める。
なお、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体になることができない。

（占用許可の条件）

- 第10条 道路管理者は、利便増進施設等の占用許可にあたって、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。
- (1) 利便増進施設等の落下、剥離、老朽、汚損等のないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等のおそれがある場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
- (2) 景観形成広告塔等、ベンチ等、標識等及び広告塔等については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと。
- (3) 食事施設等及び露店等については、その設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

- (4) 沿道飲食店等の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。
- (5) その他道路管理者が必要と認める事項。

2 道路管理者は、利便増進施設等の占用許可を行うにあたって、次の点に留意することとする（以下、(1)及び(2)にあつては、食事施設等及び露店等の場合に限る）。

- (1) 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。
- (2) 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- (3) 夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること。

3 占用主体は、道路維持管理の実施状況を取りまとめ、半年ごとに市長に報告するものとする。

ただし、道路サポーター制度に加入する場合は、その報告書の中で実施状況を報告することとし、報告頻度は、「福岡市道路サポーター制度実施要綱」による。

（占用料の取扱い）

第 11 条 道路管理者は、占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合、福岡市道路占用料徴収条例で定める占用料の額の 90%を減額するものとする。

2 道路管理者は、占用主体による道路維持管理への協力が確認できない、あるいは不適切な場合、占用料の減額を取り消すものとする。

（占用期間）

第 12 条 占用の期間は、許可日から 5 年間で設定するものとする。また、交通規制を伴う場所における占用時間は、交通規制時間内とする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 歩行者利便増進施設等として認められる物件例

歩行者利便増進施設等として認められる物件の例		道路法施行令 第16条の2
常時	・ 広告塔 ・ ベンチ ・ 街灯 ・ 電飾、提灯、ランプ ・ フラワーポット ・ 音響機材（スピーカーなど）	第1号、第2号、第6号イ
	・ 看板 ・ 標識 ・ 旗ざお ・ 幕 ・ アーチ	第1号、第3号、第6号ハ
	・ 食事施設（オープンカフェセットなど、調理を行わない施設）	第4号
	・ 露店 商品置場 ・ ステージ、やぐら、観客席 （テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む）	第6号ロ
・ 食事施設（調理が伴う食事施設も認めるが、原則、日々設置・撤去を行うことができる施設） 例）キッチンカー等		
・ 購買施設（占有主体が認める商品陳列） 例）お弁当やパンなどの移動販売等		

※ 既にコロナ占有特例や国家戦略特区における占有特例等において、その路線で物件占有の実績があるものは、市と協議のうえ設置を認める場合がある。

※ 原則、ここに記載がない物件占有は認めないものとするが、地域の賑わいに資すると判断されるもの等は、必要に応じて社会実験等を行ったうえで認める場合がある。

※ 施行令第16条の2第1号から第5号までに規定されているものは、第6号に規定されていなくても、イベントのために設けることは可能。

歩行者利便増進施設等として認められない物件の例	備考
・ レンタサイクル用の自転車駐車器具	
・ 食事施設（福岡市屋台基本条例に規定する屋台及びそれに類する屋台）	道路法第32条第1項 第6号に掲げる施設